

3月決算の前に 優遇税制を上手に利用しましょう。

設備投資の優遇税制として平成26年から拡充された

「生産性向上設備投資促進税制」「中小企業投資促進税制(上乗せ措置)」。

税金を節約しながら競争力をアップするチャンスです。

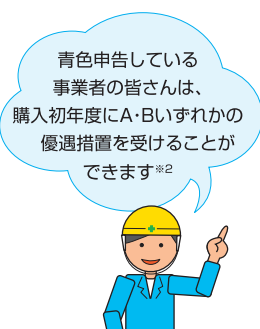
決算期に合わせてもう一度投資計画を見直してみましょう。

1 優遇税制の内容

「生産性向上と設備投資促進税制」「中小企業投資促進税制(上乗せ措置)」は、アベノミクスの「第3の矢」として生まれた設備投資の優遇税制です。^{※1}企業が生産性を向上させる一定の機械装置や工具、器具、設備などを購入した場合、税金を大幅に節約できるというメリット

があります。どんな優遇措置を受けることができるのかおさらいして、設備投資のお得なチャンスを逃さないようにしましょう。

※1 平成29年3月31日までに取得して事業の用に供した設備等が対象となります。



優遇措置 A 「特別償却」 ^{※3}	
●現在の優遇措置： 100%償却(即時償却) ◆	●以前の優遇措置： 特別償却30%

優遇措置 B 「税額控除」	
●現在の優遇措置	10% 資本金3,000万円以下
	7% 資本金3,000万円～1億円以下
	5% 資本金1億円超 ◆
●以前の優遇措置	7% 資本金3,000万円以下
	適用なし 資本金3,000万円超



資本金1億円超の事業者については、平成28年4月1日以降、特別償却100%⇒50%、税額控除5%⇒4%に引き下げとなります。

※2 取得設備や取得価額、業種内容などによって優遇税制措置の対象とならない場合があります。リース取引についても優遇税制の対象となる場合があります。
※3 特別償却費は、翌年度まで繰越できます。

2 優遇税制の活用事例

それでは次に「特別償却」または「税額控除」を選択した場合、一体どれぐらいのメリットがあるのか、具体的な活用事例を見てみましょう。

お客様	ABC興業株式会社(土木業)
資本金	1,000万円
決算月	3月(青色申告)
取得機械	新型油圧ショベル
取得価額	1,500万円
取得/使用年月	平成27年3月



優遇措置 A 「特別償却」を選択した場合

減価償却費として **1,500万円** ^{※4} (100%全額) を計上可能

※4 備忘価額として1円は残します。

優遇措置 B 「税額控除」を選択した場合

法人税額から **150万円** ^{※5} (1,500万円×10%) を控除可能

※5 法人税額の20%が上限。

特別償却(即時償却)と税額控除のどちらを選んだ方がメリットが大きいかは、それぞれの会社の状況(売り上げや今後の事業プランなど)によって異なります。税理士などの専門家に相談して選ぶようにすると良いでしょう。

ご注意：税制の詳細は顧問税理士等の専門家や確定申告先の税務署などに必ず相談ください。

日本キャタピラーではお客様の決算や節税・減税対策に合わせた
さまざまなプログラム・お買い得商品を準備しております。
是非、担当セールスにお問い合わせください。

その他、ご不明点は日本キャタピラーコールセンターまでお問い合わせください。

全国代表：0120-939-105

日本キャタピラー CAT